

各出張所長 殿

市場衛生検査所長  
(公印省略)

有毒魚介類の取扱いについて (通知)

表記の件については、国及び都の関係通知並びに「有毒魚介類及び不明魚種等の取扱いについて」(昭和 60 年 4 月 17 日付 60 市衛検第 3 号 東京都市場衛生検査所長通知。以下「所長通知」という。)により対応してきたところです。

しかしながら、近年、食中毒発生のおそれがあることが知られている魚種で、所長通知に定められていない魚介類が市場に入荷された事例がありました。

また、所長通知では現在使用されていない魚種名を用いたものもあり、対象魚種の見直しとともに、魚種名の整理を行う必要が生じました。

そのため、当所として対応する必要がある有毒魚介類及びその措置について、下記のとおりとしますので、適切な運用がなされるようお願いいたします。

なお、所長通知は本日をもって廃止します。

記

1 有毒魚介類発見時の取扱い

別表のとおり

2 別表に定められていないが、喫食することにより、健康被害が発生するおそれがある魚介類の取扱い

当該魚介類を取扱っている事業者に対して、直ちに販売を自粛するよう指導し、その後の対応については、所長又は検査課長の指示を仰ぐこと。

なお、種類不明の魚介類については、当該魚介類を取扱っている事業者に対して、種類を特定し、有毒魚介類でないことを確認した後に販売するよう指導する。

3 その他

今後、科学的知見、市場における流通実態の変化等があったときは、必要に応じて、別表の見直しを行うこと。

【 別 表 】

区 分	標準和名	学 名	措 置
<p>「シガテラ毒魚の取扱いについて」(平成 13 年 1 月 22 日厚生省医薬局食品保健部監視安全課 事務連絡)により、輸入時に食品衛生法第 6 条違反と判断される魚種</p>	<p>アカマダラハタ バラハタ バラフエダイ ヒメフエダイ オジロバラハタ マダラハタ</p>	<p><i>Epinephelus fuscoguttatus</i> <i>Variola louti</i> <i>Lutianus bohar</i> <i>Lutianus gibbus</i> <i>Variola albimarginata</i> <i>Epinephelus polyphekadion</i></p>	
<p>食中毒発生のおそれがある魚種(シガテラ毒)</p>	<p>カスミアジ(体長 30cm 以上のもの) イッテソフエダイ ドクウツボ ギンガメアジ(体長 30cm 以上のもの) ムネアカクサビ サザナミハギ キツネフエフキ イトヒキフエダイ</p>	<p><i>Caranx melampygus</i> <i>Lutianus monostigma</i> <i>Gymnothorax melanospiilos</i> <i>Caranx sexfasciatus</i> <i>Lethrinus xanthochilus</i> <i>Ctenochaetus striatus</i> <i>Lethrinus olivaceus</i> <i>Symphorus nematophorus</i></p>	<p>販売を自粛するよう指導</p>
<p>食中毒発生のおそれがある魚種(パリトキシン)</p>	<p>ソウシハギ</p>	<p><i>Aluterus scriptus</i></p>	
<p>特殊な脂質を含有する魚種</p>	<p>オオメマトウダイ</p>	<p><i>Allocyttus verrucosus</i></p>	<p>加工用(魚肉ねり製品、乾燥、塩漬等)として使用するよう指導</p>
<p>いぐ毒を含むおそれのある巻貝</p>	<p>ボウシユウボラ</p>	<p><i>Charonia lampas sauliae</i></p>	<p>中腸腺を含む内臓を除去して販売するよう指導</p>